

令和6年度

教育行政執行方針

訓子府町教育委員会

I はじめに

令和6年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さま並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

コロナ禍を乗り越え、日常が回復している中ではありますが、国際情勢の不安定化、人々の価値観、生活、行動、さらには経済や文化など社会構造の変化を背景に、人々が抱える困難が多様化・複雑化している時代となっています。

また、人口減少・少子高齢社会やグローバル化の進展、デジタル化や人工知能、脱炭素など、我々を取り巻く環境は大きく変化しており、大転換期を迎えています。

このような将来が予測困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決を通じて持続可能な社会や地域を維持・発展させていく人材の育成と、生きがいなど将来にわたる持続的な幸福感であるウェルビーイングの向上を図るためには、教育の役割がますます重要となっているところです。

「教育は人づくり」の視点に立ち、誰一人取り残さない、すべての人の可能性を引き出し、学校・家庭・地域でともに学び合う社会の実現に向けた教育の推進に努めてまいります。

II 教育行政執行方針の基本的な考え

急激に変化している社会状況の中で、多様化・複雑化する教育課題の解決のため、「第6次訓子府町総合計画」や「第2期訓子府町教育大綱」

に基づき、未来を担う子どもたちが、生き生きと自分らしく成長できるよう、学校・家庭・地域の教育力を高め、また、世代に応じた文化・スポーツ活動の環境をつくり、活力ある地域社会を形成することができる教育行政の推進に努めてまいります。

また、本年度は令和7年度から5年間を計画とする本町の教育・学術及び文化の振興に関する総合的施策を定めた「第3期訓子府町教育大綱」を策定してまいります。

Ⅲ 主要施策の推進

1 学校教育

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中であって、誰一人取り残さない教育を実現するためには、一人一人の状況を的確に把握したうえで、自ら学び、考え、課題を発見して解決する「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、学校教育においては、子どもたちの個性を活かし、必要な資質・能力を身に付けさせる学びの環境づくりに努めてまいります。また、学校と家庭、地域が連携を図りながら、多様な体験活動を通して地域と一体となった、ふるさと教育「くんねっぷ学」を推進いたします。

さらに、就学前から義務教育まで一貫した教育体系の接続のために、本町の教育環境を活かした「訓子府スタイルの幼小中連携教育」の充実を図ってまいります。

(1) 確かな学力の育成

子どもたちが学ぶ意欲を高め、「確かな学力」を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得が必要です。そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、町単独の臨時講師を配置し、一人一人に応じたきめ細やかな指導体制を図ってまいります。

1人1台のタブレット端末やデジタルドリルなどを活用した授業展開を図るなどICT教育を推進するとともに、学校と家庭が連携した情報モラル教育の充実を図ってまいります。

各学校での外国語授業の対応やコミュニケーション能力の向上を図るため、認定こども園と各小中学校、訓子府高等学校へ語学指導助手を派遣します。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

豊かな人間性の育成のため、地域での交流や文化・芸術活動などの多様な体験活動とあわせ、道徳教育の指導充実を図り、思いやりや命を大切にすることを育み、規範意識を高めるなどの取り組みを進めてまいります。

読書活動は、感性を磨き、創造力や表現力を高め、学習の基本となることから、学校図書館システムの活用を図り、図書館司書の派遣を継続し、各学校の担当教職員や児童生徒との連携を深めながら読書活動を推進してまいります。

いじめ、不登校の問題については、「いじめは絶対許されない」との共通認識のもと、「いじめ」「不登校」の手引きの活用やアンケート調査、教育相談の実施、日常的な指導と併せて、家庭や関係機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

子どもたちの健康保持のために、各種健康診断、フッ化物洗口などを実施するとともに、健康教育の充実を図り、疾病の防止や早期発見、基本的な生活習慣の定着に努めます。

(3) 地域と連携した教育力の向上

スポーツ活動や文化活動の部活動の地域移行につきましては、関係団体や近隣自治体と連携を図りながら、本町の課題や児童生徒や保護者、地域の実情・意向なども踏まえて「訓子府スタイルの部活動のあり方」を検討してまいります。

教職員一人一人が高い指導力と専門性の向上を図り授業改善に取り組んでいくための支援を行うとともに、教職員の働き方改革とあわせた職場環境づくりに努めてまいります。

(4) 学習環境の充実と安全教育の推進

子どもたちが快適で安心して学べる良好な学習環境のため、学校施設や設備の適正な点検や維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる各小中学校の近い将来に向けた施設整備のあり方について検討してまいります。

昨年は記録的な猛暑が続いたことから、学校における暑さ対策として

各小中学校にエアコンを整備し、子どもたちの安全・安心な環境づくりを行ってまいります。

訓子府小学校の黒板張替、トイレタイル修繕、家庭科室温水器更新、居武士小学校のプログラムタイマー修繕、訓子府中学校の食堂エレベーター、受電高圧開閉器修繕などを実施してまいります。

自らの安全は自ら守るの視点に立ちながら、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災などに関する教育活動を推進してまいります。

また、自転車通学を行う児童生徒に対して、通学用ヘルメットの貸出しや購入費補助を行い、通学上での安全確保を図ってまいります。

児童生徒の遠距離通学対策として、老朽化したスクールバスを1台更新し、安全で安定的な運行に努めてまいります。

(5) 開かれた学校づくり

地域の特色を活かした学校づくりのため、地域全体が学校の応援団となり子どもたちの成長を支えていくコミュニティ・スクールについては、地域資源や人材の育成を図り、「訓子府スタイル」である認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までが一体となった特色ある教育活動を行ってまいります。

(6) 食育事業の推進と魅力ある給食の提供

地元農産物など地場産品の活用を通し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、地域の産業や食文化を学ぶなど食の大切さを知

る食育事業を推進してまいります。

物価高騰に伴う給食材料費の増額分については、給食費を値上げすることなく町から支援を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

老朽化している給食センターの食缶洗浄機の更新を行うなど、適正な施設の維持管理に努め、衛生管理の徹底、異物混入、生活指導管理表に基づくアレルギー対応などの安全対策を図ってまいります。

(7) 学びのための教育環境の充実

特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学習面や学校生活を支えていくため、町単独の特別教育支援員の配置を継続し、切れ目のない支援の継続と発達や特性に応じたきめ細やかな対応を図ってまいります。

また、専門機関による「発達支援事業」を通じ、一人一人に応じた指導の充実を図るとともに、「育ちの手帳」を認定こども園から訓子府高等学校まで活用し、家庭との連携、支援の継続を図ってまいります。

子どもたちの将来が経済的環境に左右されることなく、就学に関わる機会均等を図るため、就学援助事業や奨学資金貸付事業を継続し、学びの保障を行ってまいります。

(8) 訓子府高等学校の振興と存続

町を挙げて訓子府高等学校の振興に努めているところですが、少子化による中卒者の減少や北見地域の高校配置のあり方などにより、今後の高校配置計画への影響が懸念されているところです。

こうした状況を踏まえ、訓子府高等学校の魅力ある学校づくりや通学

困難区域の生徒を対象とした「通学バスの運行」「給食の提供・通学費助成・進路支援」などの町からの手厚い支援による効果から、近年、入学希望者が大幅に増えているところです。

訓子府高等学校は、地域の教育力の向上や人材育成、地域課題の解決、本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調し、魅力ある高校づくりを行いながら入学者確保に努めてまいります。

今後も、PTAや関係機関・団体と協力しながら、全町一体となった訓子府高等学校の振興・存続に向けた取組みを推進してまいります

2 子育て支援

2点目に、「子育て支援」における取り組みについて申し上げます。

少子化や共働き家庭の増加、情報技術の進展などにより、生活様式や子育て環境が大きく変化している中、本町においても安心して子育てができる環境づくりのため、認定こども園、子育て支援センター、児童センターの3施設が互いに連携し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

本年度は、地域の子育て支援や幼児教育・保育を総合的に推進するため、令和7年度から5年間を計画とする「第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。

(1) 子どもを育てる環境整備

安心して子どもを産み育てるために、国の制度による3歳以上の「幼

児教育・保育の無償化」のほか、本年度より本町独自の保育料・給食費の無償化を実施し、更なる子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

子育て家庭への包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」と関係機関が連携を図り、子どもの健やかな育ちのために、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援に取り組むとともに、「子育てアプリ」やSNSなどを活用し、子育てに関する情報の発信に努めてまいります。

子育て支援の充実のために、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、乳幼児健康診査、健康相談等の各種事業を実施し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

子育て支援センターと連携して実施している「託児無料券」の交付事業は、対象年齢を1歳6カ月から3歳児まで拡大し、乳幼児をもつ保護者の育児負担軽減とリフレッシュなど、きめ細やかな子育て支援を図ってまいります。

(2) 障がい児支援の充実、子どもの健康づくり

乳幼児期の発達の遅れの早期発見と早期療育のため、子育て支援センターや認定こども園など関係機関と連携し、発達支援事業や年中児健康相談を実施し、一人一人の発達や特性に応じた、きめ細やかな支援体制や多様化する子育てニーズへの相談体制の充実に努めてまいります。

子どもの健康については、定期予防接種のほか、インフルエンザ、おたふくかぜなどの任意予防接種や虫歯予防のためのフッ素塗布に対する費用の一部助成を継続してまいります。

(3) 子育て支援センター機能の充実

子育て支援センター「ひだまり」では、乳幼児期の子どもと親が交流を深める場として、誰もが参加しやすい各種行事や子育て講座・学習会などを開催し、子育ての悩みなどを気軽に相談できる体制の充実を図り、子育て不安の解消に努めてまいります。

子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、託児など一時預かり事業の充実を図り、育児負担の軽減に努めてまいります。

(4) 児童センター機能の充実

児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、自由に活動や学習、遊びができる環境を整備し、子どもの健全育成に努めてまいります。

保護者の就労形態の多様化により利用児童や特別な支援を必要とする児童が増えていることから、これらに対応するため支援員による支援体制の充実を図ってまいります。

3 認定こども園

3点目に、「認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

幼児期の教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる学びと人間力の育成に重要な時期であり、認定こども園については、豊かな生活や遊びを通じて、子どもたちの健やかな成長のための教育・保育の提供に努めてまいります。

また、保育ICTシステムを活用し、保護者との連携、情報発信を行

いながら、安心して信頼される教育・保育の充実に努めてまいります。

(1) 幼児教育・保育環境の充実

木のぬくもりあふれる認定こども園では、はだし保育やリズム運動、自然との触れ合い、異年齢との交流などにより、乳幼児期からの健康な体づくりや豊かな人間性、社会性を育てていきます。

保育教諭などの資質向上のために研修の充実を図り、保護者から信頼される教育・保育の質の向上に努めてまいります。

発達に特性がみられる子どもを支援するために、支援員や保育補助員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。

子どもたちの熱中症対策として全保育室にエアコンを設置し、安全・安心な環境整備を図ってまいります。

(2) 地域における子育て支援

地域に開かれた認定こども園として、地域との交流を深め、子育て支援センターや関係機関と連携し、「園開放」や「子育て相談」を開催するなど、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実に努めてまいります。

認定こども園と各小中学校や訓子府高等学校の教職員、園児、児童生徒との連携・交流を図るとともに、小学校への円滑な接続に向けた就学指導の連携体制の充実を図ってまいります。

4 社会教育

4点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

人口減少・少子高齢社会、高度情報通信網の発達など、社会の急激な変化は、ライフスタイルや価値観を多様化させました。

さらには、日本各地で多発する災害などにより、地域社会のつながりや支えあいの大切さが見直されており、生涯学習の果たす役割が一層大きくなっています。

このような時代と社会情勢の変化に対応した学習機会の充実を図るために様々な学習・文化・スポーツ等の活動を通じて、町民一人一人が心の豊かさを実感し、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境づくりに努めてまいります。

(1) 幼少年教育の充実

幼少年期については、さまざまな体験活動を通してたくましい人材を育むため「放課後子ども教室」や「通学合宿」を実施してまいります。また、子ども会育成連絡協議会とともに「子ども110番の家」や、コミュニティ・スクールで実施している「ながら見守り」などの活動を継続実施し、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進してまいります。

(2) 青年教育の充実

青年期については、大きな飛躍に向けてさまざまな経験を重ねていく時期であり、地域に根ざした実践的な学習・文化活動を行っている青年団体への支援を継続してまいります。

また、「産業後継者研修事業」などを通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

青少年活動の拠点である「青少年研修館」は、夏期間の猛暑・酷暑にあっても快適な利用環境を提供するために、エアコンの整備を実施してまいります。

(3) 成人教育の充実

成人期については、多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応した「公民館講座」「くんねっふの未来づくり大会」を開催してまいります。また、「くんねっふ巡回講座」「わくわく地域づくり活動支援事業」を各関係機関と連携しながら継続実施し、団体やグループによる主体的な学習や文化・スポーツ活動のための支援や環境整備に努めてまいります。

(4) 高齢者の学習支援

高齢期については、生きがいづくりと個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、健康で明るく豊かな生活を送ることができる学習支援に努めてまいります。

学級生が自主的に運営する「若がえり学級」では、世代間交流や気軽に参加できる学習プログラムを取り入れ、健康で生きがいを持てるような学習活動を支援してまいります。また、高齢者の健康維持のための「シニア健康教室」など、スポーツセンターや福祉保健課と連携して、学習機会の充実を図ってまいります。

(5) 公民館の運営・整備

学習・文化活動の核施設である公民館については、多様な学習ニーズに対応するため、利用者懇談会等での意見や要望を取り入れ、快適で利用しやすい施設運営と学習環境整備に努めてまいります。

また、非常用照明器具交換修繕、暖房用配管洗浄、講堂ステージ緞帳巻取り装置保守点検などを実施し、利用者の安全と快適な施設整備を進めてまいります。

(6) 文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動については、「訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、多くの町民が文化・芸術に触れられる機会の提供と主体的な活動の支援に努めてまいります。

「アートなまちプロジェクト」は、武蔵野美術大学と連携を図りながら、誰でも気軽に参加できる参加型・体験型のワークショップなどを開催してまいります。

文化・芸術に親しみ、学習成果を発表する機会の提供については、50回記念となる「音楽の広場」や町文化連盟と共催で「秋の文化祭」などを開催してまいります。また、歴史館を拠点として郷土の歴史を学ぶ企画展や講座を実施するなど、町民共有の財産である郷土資料と文化財の保存・活用を図ってまいります。

(7) 社会教育関係団体への支援

社会教育関係団体による活動の支援と活性化を促すため、活動費や大

会派遣費の助成を継続するとともに、各種大会開催にかかる経費の補助、指導者の養成と研修機会の確保、団体・サークル間の交流等の支援に努めてまいります。

(8) 第3期社会教育中期計画の策定

本町の社会教育の進むべき方向性や教育活動のあり方を定めた令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期社会教育中期計画」を策定し、町民一人一人が心の豊かさを実感し、生涯を通じて学び続けることのできる環境づくりに努めてまいります。

(9) 図書館

図書館については、「読書活動推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、生涯にわたって読書を楽しめる環境整備に努めるとともに、高度情報化社会などに対応した、誰もが快適に学び「本のある生活を支える図書館」としての新しい図書館整備に向けた検討を進めてまいります。

「健やか絵本贈呈」「絵本セット貸出」「子どもの読書セミナー」など親子で絵本を楽しむ機会を提供するとともに、図書宅配サービス、移動図書、高齢者への読み聞かせなどにより、幅広い世代が読書に親しめる環境づくりを推進してまいります。また、各小中学校で運用している学校図書館システムとの連携強化や各小中学校への司書派遣を継続実施するなど、児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。図書館は本年度開館40周年を迎え、「図書館セミナー」や「俳句ワークショップ」などの記念事業を開催し、町民の読書環境の充実を図ってまいります。

5 社会体育

5点目に、「社会体育」における取り組みについて申し上げます。

近年、価値観やライフスタイルの変化により、健康の増進と維持のため、スポーツに対する期待が高まっています。

生涯を通じてスポーツに親しみ、世代やニーズに応じたスポーツ事業を実施し、誰もが気軽に健康づくり・スポーツ活動に取り組めるような環境づくりを進めてまいります。

(1) 社会体育施設の整備充実

社会体育施設については、計画的な施設整備を図るとともに、適正な維持管理と運営に努め、安全で快適なスポーツの環境整備を進めてまいります。

スポーツセンターについては、本町のスポーツと健康づくりの拠点施設として、今後も子どもから高齢者まで、いつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

温水プールについては、ウォータースライダー外部カバー修繕、流水プールFRPリニューアル修繕、大型ろ過機ろ材交換など、安全に利用できる施設運営に努め、低学年プールにシーズン中利用可能なこども用すべり台を設置するなど、利用者の増加に向けて取り組んでまいります。

屋外体育施設については、干ばつや経年による劣化が激しいパークゴルフ場の芝生と土壌の改良を目的とした芝生再生事業と目土散布を年次的に行い、快適な環境整備に努めてまいります。

(2) スポーツ活動の活性化

スポーツセンターにインストラクターを継続配置し、運動や健康づくりに対してのきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、各学校などと連携し、地域特性を活かした異世代交流の機会提供と町民の健康増進やスポーツ活動の推進に努めてまいります。

各スポーツ団体の活動や大会運営に対する助成や大会への派遣費、指導者養成のための研修費の支援を継続するとともに、積極的な情報発信を行い、スポーツによる地域コミュニティの強化を図ってまいります。

スポーツセンター5周年記念事業として「くんねっぷスポーツフェスタ」「プロスポーツ交流事業」を実施し、スポーツに親しむきっかけづくりや施設の利用促進に繋がる取り組みを行ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。